

令和9年度

京都府公立高等学校入学者選抜要項

令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月1日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

1 令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
- (3) 入学者選抜の種類と学力検査
- (4) 出願の要領（全日制・定時制共通）
- (5) 前期選抜（全日制・定時制共通）
- (6) 特別入学者選抜
- (7) 後期選抜（全日制・定時制共通）
- (8) 通信制
- (9) 合格者発表後の処理
- (10) 前期選抜及び特別入学者選抜の学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供（全日制・定時制共通）
- (11) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/>）上に掲示する。

3 縦覧期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を次のとおり定める。

令和8年9月1日

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項

令和9年度における京都府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行うものとする。

1 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)、(2)及び(3)のいずれかであって、(4)又は(5)に該当する者であることとする。

(1) 令和9年3月31日までに中学校若しくはこれに準じる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）をする見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のいずれかに該当する者

ア 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和9年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和9年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

オ その他高等学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(4) 全日制の課程（以下「全日制」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都府教育委員会教育長（以下「府教育長」という。）又は京都市教育長（以下「市教育長」という。）が定める者をいう。志願者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が京都府の区域内（以下「府内」という。）にある者

イ 保護者が住所を入学日までに、他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で、11(4)又は(6)（22ページ及び23ページ）により府教育長又は市教育長の許可を受けたもの

(5) 定時制の課程（以下「定時制」という。）及び通信制の課程（以下「通信制」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先が府内にある者

イ 保護者の住所又は志願者の住所若しくは勤務先を、入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

ウ ア及びイ以外の者で高等学校長がやむを得ない事情があると認めたもの

2 高等学校入学者の募集及び通学区域

(1) 別表1（24、25ページ）に掲げる高等学校において高等学校第1学年の生徒を募集する。

なお、京都府立高等学校に設置される学科等は、京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）及び各府立高等学校の学則に規定するところによる。また、京都市立高等学校に設置される学科は、京都市立高等学校の管理運営に関する規則（平成20年京都市教育委員会規則第9号）に規定するところによる。

- (2) 高等学校第1学年生徒募集定員は、別に公示する。
- (3) 入学者の募集は、この要項により高等学校長が行う。
- (4) 通学区域は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「府通学区域規則」という。）（53～57ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年京都市教育委員会規則第2号。以下「市通学区域規則」という。）（60ページ）の定めるところによる。

3 入学者選抜の種類と学力検査

- (1) 入学者選抜として前期選抜を実施する。前期選抜においては、独自枠及び共通枠を設ける。
なお、前期選抜を実施した後、相当の欠員が生じている場合には後期選抜を実施することがある。
また、特別入学者選抜として、海外勤務者帰国子女特別入学者選抜、中国帰国孤児子女特別入学者選抜、社会人特別入学者選抜、長期欠席者特別入学者選抜及び全国部活動特別入学者選抜を実施する。
- (2) 学力検査は、京都府教育委員会と京都市教育委員会が相互に協力して、志願者に対し、高等学校において、実施するものとする。

4 出願の要領（全日制・定時制共通）

全日制及び定時制の出願等に関する手続（志願者情報及び出願情報の入力、学力検査又は入学考査の手数料納入、受検票の印刷並びに合格発表の確認等）は、京都府公立高等学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により行うものとする。手続の詳細については、別に定める「京都府公立高等学校入学者選抜WEB出願システムマニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参考にする。

- (1) 志願者情報、出願情報及び報告書等（以下「出願書類等」という。）の提出先
出願書類等は、WEB出願システムにより府通学区域規則及び市通学区域規則等により定められた就学できる高等学校の中から、次のア、イ及びウに示す志願する高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出する。
 - ア 前期選抜独自枠又は特別入学者選抜に志願する場合
前期選抜独自枠又は特別入学者選抜で志願する高等学校長
 - イ 前期選抜共通枠のみ志願する場合
全日制においては第1志望第1順位、定時制においては第1志望の高等学校長
 - ウ 後期選抜に志願する場合
第1志望の高等学校長
- (2) 志願者の手続
 - ア 志願者は、5（4ページ）に規定する前期選抜、6（9ページ）に規定する特別入学者選抜又は後期選抜への出願にあたり、別表6（33、34ページ）に示す期間内に志願者情報及び出願情報を入力すること。
 - イ 志願者は、別表6（33、34ページ）に示す期間内に学力検査又は入学考査の手数料（全日制2,200円、定時制900円）をクレジットカード決済又はコンビニエンスストア決済により納入すること。
 - ウ 志願者は、在学又は出身の中学校長（以下「中学校長」という。）から出願承認を受けた後、出願すること。
 - エ 1(3)オ（1ページ）の該当者は、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式C（40ページ））を令和9年1月8日（金）までに志願先高等学校長に提出して認定を受けること。
なお、手続完了後、やむを得ない事情により志願先高等学校に変更があった場合は、速やかに

変更後の志願先高等学校長へ連絡の上、京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書（様式C（40ページ））に交付済みの認定書を添付し、改めて申請を行うこと。

オ 出願にあたって、11（21ページ）に規定する府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行う必要がある者は、令和9年1月5日（火）から1月8日（金）までの間に手続を行うこと。ただし、11(2)ア(ア)又は(4)（22ページ）に該当する志願者のうち、郵送により提出する場合は、令和8年12月14日（月）から12月17日（木）までの消印のあるものに限り有効とする。

(3) 中学校長の手続

ア 中学校長は、別表6（33、34ページ）に示す期間内に志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認し、志願者による訂正を要する場合は、志願者に対し訂正連絡を行うこと。

イ 中学校長は、別表6（33、34ページ）に示す期間内に報告書等を作成し、必要書類をWEB出願システムにアップロードした上で、志願者に対し出願承認を行うこと。

なお、義務教育学校においては、報告書等の作成にあたり後期課程に読み替えて作成すること。

また、府外の中学校でWEB出願システムによる報告書等のアップロードができない場合、中学校長は、電話で志願先高等学校長に志願者氏名、志願課程・学科等、提出書類その他必要な事項を連絡の上、別表6（33、34ページ）に示す期間内に簡易書留（日本国内からの郵送に限る。）により提出すること。

ウ 中学校長は、出願を予定する者のうち障害等があり、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、志願先高等学校長とあらかじめ連絡・調整の上、「学力検査等受検上の特例措置申請書A」（様式H（45ページ））を、出願期間までのできるだけ早い時期に志願先高等学校長に提出すること。

エ 中学校長は、出願を予定する外国人生徒等のうち令和3年2月1日以降に来日し外国での在学期間が継続して1年以上の者で、学力検査等実施上配慮を必要とすると考えられる場合においては、志願先高等学校長とあらかじめ連絡・調整の上、「学力検査等受検上の特例措置申請書B」（様式I（46ページ））を、出願期間までのできるだけ早い時期に志願先高等学校長に提出すること。

(4) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、提出された出願書類等を審査の上、受け付ける。

イ 高等学校長は、(3)ウ又はエに基づき申請があった場合は、所管する教育委員会と協議の上、配慮の可否及び配慮の内容を「学力検査等受検上の特例措置決定通知書」（様式J（47ページ））により学力検査等実施期日までに中学校長に連絡すること。

(5) 受検票の交付

ア 高等学校長は、WEB出願システムにより受検票に所要事項を入力の上、志願者に交付する。

イ 志願者は、交付された受検票を別表6（33、34ページ）に示す期間内に印刷し、検査当日に持参すること。

(6) 出願書類等記入・入力上の注意

ア 出願書類等の記入にあたり、数字は算用数字を使用すること。

イ 各欄については、特に別の定めがない限り、次の要領によって記入し、空欄を作らないこと。

(ア) 該当する事項がある場合は、必ず記入すること。

(イ) 該当する事項がない場合は、「なし」と記入すること。

(ウ) 記載の事項のいずれかを選ぶ場合は、該当事項を選択すること。

(エ) ※欄は、中学校では記入しないこと。

(オ) ※欄以外で記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消すること。

ウ 志願者情報及び出願情報について

(ア) 各選抜において志願できる高等学校の中から志望する高等学校名、課程名、学科名等を選択すること。

- (イ) 出願後における志望の変更は認められない。ただし、5 (4) ア (イ) 及び (ロ) (5 ページ) により志願する場合にあっては、別表 6 (33、34 ページ) に示す期間内に共通枠の志願先の一部又は全部を辞退することができるものとする。
- (ロ) 住所及び氏名の入力については、住民基本台帳等のおりを基本とし、正確に入力すること。
なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は、保護者の住所欄に「志願者に同じ」と入力すること。
- エ 報告書 (様式 B の 1 (36 ページ)) について
 - (ア) 指導要録に基づいて、作成すること。
なお、第 3 学年については、過年度卒業者を除き、令和 8 年 12 月 31 日現在の記録を記入すること。
 - (イ) 「学歴」欄には、中学校名を明記し、卒業見込み又は卒業について、該当するものを選択すること。
 - (ロ) 「学習の記録」欄は、指導要録の内容に基づき、次の要領によって記入すること。ただし、令和 3 年 3 月以前の卒業者については、記入を要しない。
 - a 「観点別学習状況」は、第 3 学年の各必修教科について、各中学校の指導要録に記載された観点ごとに、A・B・C の記号を記入すること。
 - b 「必修教科」の評定は、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年についてすべて「目標に準拠した評価 (いわゆる絶対評価)」による 5 段階評価によって 5・4・3・2・1 (5 を上位とする。) の評定点を使用すること。
なお、特別支援学級及び特別支援学校に在籍する知的障害のある生徒等については、次の (a) 及び (b) の評定点を併せて記入すること。
 - (a) 「中学校学習指導要領」に示す各学年の目標に照らして、その実現状況を 5 段階の評定点により記入すること。
 - (b) 「中学校学習指導要領」に示す下学年の教科の目標 (生徒の発達状況を踏まえ各中学校において定める目標等を含む。) 又は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に示す中学部の目標に照らして、その実現状況を 5 段階の評定点により、() 書きで記入すること。
 - c 「総合的な学習の時間」は、学習活動及び指導の目標や内容に基づいて各中学校が定めた評価の観点を踏まえ、生徒の 3 年間の学習状況における顕著な事項等 (生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等) に関して記入すること。
 - (エ) 「総合所見」欄は、3 年間の特別活動における活動状況 (学級活動、生徒会活動、学校行事等)、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入すること。ただし、令和 3 年 3 月以前の卒業者については、「総合所見」欄の記入を要しない。

5 前期選抜 (全日制・定時制共通)

- (1) 出願資格
 - 1 (1 ページ) に該当する者
- (2) 実施高等学校
別表 1 (24、25 ページ) に掲げる高等学校において実施する。
- (3) 募集人員
 - ア 独自枠
別に公示する高等学校第 1 学年生徒募集定員の内、別表 2 (26～29 ページ) に掲げる人数とする。
 - イ 共通枠
別に公示する高等学校第 1 学年生徒募集定員から、前期選抜独自枠及び特別入学者選抜に合格

した者を除く人数とする。

(4) 出願の要領

ア 出願は、4 (1) (2 ページ) によること。独自枠及び共通枠の両方に志願する場合において、全日制と定時制をまたがる志願はできない。ただし、独自枠において京都府立清明高等学校又は京都市立京都奏和高等学校を志願する場合に限り、前文の規定にかかわらず、共通枠において全日制を志願できるものとする。

(ア) 独自枠

1 高等学校の1学科、系統等に限り志願できる。

なお、独自枠に志願する者は、特別入学者選抜に志願することはできない。

(イ) 共通枠

全日制と定時制をまたがる志願はできない。

a 全日制

第2志望まで志願できる。

なお、第1志望については順位を付けて、異なる志願先を2校又は2学科、系統等まで志願できる。

b 定時制

第2志望まで志願できる。

(ウ) 丹後地域全日制・定時制特別選抜方式

別表3 (30ページ) に規定する保護者の住所の存する地域が丹後地域である場合、(イ)の規定にかかわらず、共通枠において全日制を第1志望、丹後地域の定時制を第2志望として志願できるものとする。

イ 出願期間

別表6 (33、34ページ) のとおり

ウ 出願書類等

名 称	作成者	ページ	独自枠	共通枠
志願者情報、出願情報	志 願 者	—	○	○
出願書類等の提出について (様式A)	中学校長	35	○	○
報告書 (様式Bの1)	中学校長	36	○	○
活動実績報告書 (様式Bの3)	中学校長	38	注1	—
活動実績報告書【運動実績の記録】 (様式Bの4)	中学校長	39	注1	—
その他高等学校長が定める書類	注2	—	注2	—

注1 高等学校長が提出を求める場合がある。

注2 その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

備考 独自枠及び共通枠の両方に志願する場合も、出願書類等は1通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

(ア) 出願書類等の提出について (様式A)

a 記載内容を確認の上、出願書類等提出先高等学校の学舎・分校別、全日制・定時制の別に各1部作成すること。

b 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(イ) 活動実績報告書 (様式Bの3)

高等学校長が別に定める前期選抜独自枠の募集に関する要項に基づき、記入すること。

a 「高等学校において取り組みたい活動」欄

志願者が高等学校において取り組みたい活動を記入すること。

b 「中学校在学中の部活動、その他の活動内容」欄

(a) 部活動においては、所属部 (種目)、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。

(b) その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。

c 「中学校在学中の顕著な活動実績」欄

(a) 箇条書きで記入すること。

(b) 部活動及びコンクール等については、大会名、時期（○年○月）、順位・記録等を詳しく記入すること。

(c) 検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（○年○月）等を記入すること。

(d) その他顕著な活動実績があれば記入すること。

(ウ) 活動実績報告書【運動実績の記録】（様式Bの4）

a 「高等学校で希望する専攻種目」欄には、高等学校長が別に示す専攻種目等から、高等学校入学後に取り組みたい種目を記入すること。

b 「所属運動部（種目）名」欄には、中学校在学中の部活動名を記入すること。

なお、学校外のチーム等に所属して活動している場合は、所属チーム名及び活動種目名を記入すること。

c 「ポジション、部内での役職等」欄には、投手、アタッカー、キャプテン、副キャプテン等を記入すること。

d 「大会区分」欄には、大会区分ごとに実績を記入すること。記入内容は大会名及び成績順位（記録）のみとし、個人・団体の別も明確に記入すること。

e 「その他・所見」欄には、他の実績（国際親善試合への出場、選抜合宿への参加、武道の段位等）又は志願者本人の運動実績に関する所見を記入すること。

エ 志願者の手続

4 (2) (2 ページ) によること。その他高等学校長が定める書類については、所要事項を記入の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

オ 中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

カ 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア (3 ページ) によること。

キ 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) によること。

(5) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 独自枠において、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、報告書、京都府教育委員会及び京都市教育委員会が実施する学力検査（以下「統一学力検査」という。）、高等学校が個別に作成する学力検査（以下「個別学力検査」という。）、面接、作文又は小論文、活動実績報告書及び実技検査の中から検査項目、並びに、それらの配点及び内容を定める。

(イ) (ア)に示す検査項目のうち、個別学力検査、面接、作文又は小論文及び実技検査を学校個別検査という。

(ウ) 共通枠において、高等学校長は、報告書及び統一学力検査（国語、数学、英語、理科及び社会）を検査項目として定める。

(エ) 学力検査問題の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）に基づくものとする。

(オ) 共通枠の定時制において、高等学校長が必要とする場合は、面接を実施することができるものとする。面接の内容は、高等学校長が定める。

なお、面接を実施する学校は別表 4 (31 ページ) のとおりである。

(カ) 実施期日、教科及び時間割等

統一学力検査は令和9年2月18日（木）、学校個別検査は原則として令和9年2月19日（金）に実施する。

なお、京都市立京都堀川音楽高等学校においては、学校個別検査を令和9年2月6日（土）及び2月7日（日）、京都市立京都奏和高等学校においては、学校個別検査を令和9年2月19日（金）及び2月22日（月）に実施する。

また、集合時間、時間割、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

統一学力検査の実施期日、教科及び時間割は次の表のとおりである。

令和9年2月18日（木）（統一学力検査）		
時 間		検査教科
第 1 時 限	9：20～10：00	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：20～11：00	（検査2）数 学
第 3 時 限	11：20～11：50	（検査3）英 語 （筆記）
	12：00～12：10	（リスニング）
第 4 時 限	13：05～13：45	（検査4）理 科
第 5 時 限	14：05～14：45	（検査5）社 会

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、統一学力検査終了後に学校個別検査を実施することができる。

(キ) 検査会場 出願書類等提出先高等学校

(ク) 受検に関する注意事項

- a 志願先高等学校長の指定した時間に検査会場に集合して、注意事項の説明を受けること。
- b 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないこと。その他検査会場によって特に必要なものは、高等学校長が別に指示する。

なお、筆記用具は、公式や法則等の記入のないものとする。

また、計算機能、翻訳機能及び端末機能のある時計等の機器及び文具類（タブレットを含む。）、並びに携帯電話等（スマートフォンを含む。）の持込は禁止する。

- c 検査開始後、検査会場の外へ出た場合は、その後の検査は受けられない。ただし、この場合、受検した検査については、有効として処理する。

なお、追検査に係る取扱い、(ケ) bによる。

- d 受検中不正行為のあった者は、退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

なお、この場合、受検したすべての検査を無効として処理する。

- e このほか、学力検査についての必要な事項は、別に定める。

(ケ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

- a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式E（42ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出たものは、追検査（統一学力検査は令和9年2月24日（水）、学校個別検査は原則として令和9年2月25日（木）（京都市立京都堀川音楽高等学校においては、令和9年2月13日（土）、2月14日（日）及び2月21日（日）））を受検することができる。

- b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式E（42ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、追検査（統一学力検査は令和9年2月24日（水）、

学校個別検査は原則として令和9年2月25日（木）（京都市立京都堀川音楽高等学校においては、令和9年2月13日（土）、2月14日（日）及び2月21日（日））の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

- c a 及び b において、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

イ 選抜方法等

(ア) 独自枠

- a 高等学校長は、検査項目として定めた、報告書、統一学力検査及び個別学力検査の成績、面接の結果、作文又は小論文の結果、活動実績報告書、実技検査の成績を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定は、報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定の合計とする。

- b 高等学校長は、独自枠を別表2（26～29ページ）に定める複数の選抜方式・型により募集する場合で、いずれかの方式・型で合格者が募集人員に満たない場合には、その欠員分を他の方式・型の募集人員に加えて合格者を決定することができる。

- c 独自枠において合格とならなかった者で、共通枠に志願するものは、(イ)により選抜を行う。

(イ) 共通枠

- a 高等学校長は、報告書、統一学力検査の成績及び面接の結果（実施校のみ。以下同じ。）を資料として、次の(a)～(e)により選抜を行い、合格者を決定するものとする。

(a) 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。その際、「音楽」、「美術」、「保健体育」及び「技術・家庭」の評定は、2倍する。

(b) 統一学力検査の配点は、各教科40点とし、それぞれの得点の合計値を求める。

(c) (a) 及び (b) の値をそれぞれ高得点順に並べ、その順位が双方ともに募集人員の90%の数以内に位置する者について、報告書の必修教科の評定以外の記載内容及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

(d) (c) によって合格とならなかった者の中から、(a) 及び (b) の値の合計を高得点順に並べ、報告書の記載内容、統一学力検査の成績及び面接の結果を資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

(e) 受検者数が募集人員を超えない場合は、(d) により、合格者を決定する。

- b 全日制の第1志望の各順位の希望の扱いについては、次のとおりとする。

(a) 第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90パーセント以内の合格者を a により決定する。

(b) (a) において合格とならなかった者で、第1志望第1順位と第1志望第2順位の希望者を合わせて合格者の決定を行う。第1順位及び第2順位ともに合格範囲となる者は、第1順位校の合格者とする。

なお、この際の合格者の決定方法は a (d) によるものとする。

- c 第2志望については、第1志望優先で合格者を決めた後、なおその学科等に欠員がある場合、第2志望で選抜を行う。

なお、この際の合格者の決定方法は a (d) によるものとする。

ウ 独自枠の募集に関する要項及びその他必要な事項は、所管する教育委員会と協議の上、高等学校長が定めるものとする。

エ 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(6) 合格者の発表及び合格内定者の通知

- ア 合格者の発表は、**令和9年3月5日（金）午後2時**にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式F（43ページ））を交付する。
- イ 京都市立京都堀川音楽高等学校長及び京都市立美術工芸高等学校長は、11(4)（22ページ）に規定する許可申請を行った合格内定者に限り、合格内定通知書（様式G（44ページ））を令和9年2月26日（金）午後2時にWEB出願システムにより交付する。なお、当該合格内定者については、アの規定により合格者として発表する。
- (7) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。
- (8) 学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供
10（21ページ）によること。

6 特別入学者選抜

(1) 海外勤務者帰国子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（1ページ）に該当する者であって、かつ、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

- (ア) 海外勤務者（日本国籍を有する者で、海外に所在する機関、事業所等の勤務又は海外において研究・研修を行うことを目的として日本国を出国し、海外に在留していたもの又は現在なお在留しているもの）の子女であること。
- (イ) 外国において引き続き1年以上在留していたこと。
- (ウ) 令和6年2月1日以降に帰国したこと。

イ 実施高等学校及び募集人員

(ア) 普通科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	単位制による 全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5人以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5人以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区規則施行規程第3条により、通学区域外の就学許可申請書により許可申請を行うこと。11(3)（22ページ）参照

(イ) 専門学科

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立嵯峨野高等学校	全日制	京都こすもす科	5人以内

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、4(1)（2ページ）によること。当該選抜の出願は、1高等学校に限る。

なお、当該選抜に志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜独自枠に志願することはできない。当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合は、次のa及びbによること。

a 共通枠

全日制と定時制をまたがる志願はできない。

(a) 全日制

第2志望まで志願できる。

なお、第1志望については順位を付けて、異なる志願先を2校又は2学科、系統等まで志願できる。

(b) 定時制

第2志望まで志願できる。

b 丹後地域全日制・定時制特別選抜方式

別表3（30ページ）に規定する保護者の住所の存する地域が丹後地域である場合、aの規定にかかわらず、共通枠において全日制を第1志望、丹後地域の定時制を第2志望として志願できるものとする。

(イ) 出願期間

別表 6 (33、34ページ) のとおり

(ウ) 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
特別入学者選抜出願書類等の提出について (様式特別-A) ※	中学校長	48
報告書 (様式 B の 1)	中学校長	36
海外在住状況報告書 (様式特別-B の 1)	志 願 者	49
その他高等学校長が定める書類	注	—

注 その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

備考 1 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合も、出願書類等は 1 通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

2 外国の学校 (日本人学校を含む。) を卒業 (卒業見込みを含む。) した者について、報告書の作成が困難な場合、これに代えて当該校の校長の発行する成績証明書を提出してもよい。

※ 特別入学者選抜出願書類等の提出について (様式特別-A)

- 記載内容を確認の上、作成すること。
- 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

4 (2) (2 ページ) によること。海外在住状況報告書 (様式特別-B の 1 (49 ページ)) 及びその他高等学校長が定める書類については、所要事項を記入し、保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

(カ) 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア (3 ページ) によること。

(キ) 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

- 学力検査問題の出題範囲は、5 (5) ア(エ) (6 ページ) による。
なお、前期選抜共通枠に志願する場合は、5 (5) ア(ウ)及び(オ) (6 ページ) による。
- 実施期日、教科及び時間割等

(a) 普通科の高等学校

統一学力検査 (国語、数学及び英語) 及び面接の実施期日及び時間割は次の表のとおりである。

令和 9 年 2 月 18 日 (木) (統一学力検査)		
時 間		検査教科
第 1 時 限	9 : 20 ~ 10 : 00	(検査 1) 国 語
第 2 時 限	10 : 20 ~ 11 : 00	(検査 2) 数 学
第 3 時 限	11 : 20 ~ 11 : 50	(検査 3) 英 語 (筆記)
	12 : 00 ~ 12 : 10	(リスニング)
令和 9 年 2 月 19 日 (金) (学校個別検査)		
時 間		検査項目
※		面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考 1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高

等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、統一学力検査終了後に面接を実施することができる。

また、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査（理科及び社会）の実施期日及び時間割等は、5 (5) ア (カ)（6 ページ）による。

(b) 専門学科の高等学校

個別学力検査（国語、数学及び英語）及び面接の実施期日及び時間割は次の表のとおりである。

令和9年2月19日（金）（学校個別検査）		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9：20～10：10	国 語
第 2 時 限	10：30～11：20	英 語（リスニングを含む）
第 3 時 限	11：40～12：30	数 学
第 4 時 限	※	面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査の実施期日、教科及び時間割等は、5 (5) ア (カ)（6 ページ）による。

c 検査会場 出願書類等提出先高等学校

d 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

e 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (ク)（7 ページ）に準じる。

(イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

a 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式E（42ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出たものは、追検査（統一学力検査は令和9年2月24日（水）、学校個別検査は原則として令和9年2月25日（木））を受検することができる。

b 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに、追検査受検願（様式E（42ページ））に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して志願先高等学校長に届け出た者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って（学力検査においては受検不可能となった検査教科より後の検査教科に限る。以下同じ。）、追検査（統一学力検査は令和9年2月24日（水）、学校個別検査は原則として令和9年2月25日（木））の受検を認めることがある。

なお、この場合、検査当日に受検不可能となった検査までの得点と、追検査で受検した検査の得点の合計を、本人の得点として処理する。

c a 及び b において、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して志願先高等学校長に申し出ること。

(ロ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、当該選抜において合格とならなかった者で、前期選抜共通枠に志願するものは、5 (5) イ (イ)（8 ページ）により選抜を行う。

(ハ) 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月5日（金）午後2時にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式F（43ページ））を交付する。

(オ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(カ) 学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供

10（21ページ）によること。

(2) 中国帰国孤児子女特別入学者選抜

ア 出願資格

1（1ページ）に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引き続き中国に居住していた者（これらの者を両親として終戦後中国において出生した者を含む。）で、終戦後初めて永住の目的をもって帰国したものの子であること。

(イ) 帰国後小学校4学年以上の学年に入学した者であること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立鳥羽高等学校	単位制による 全日制	普通科 (スポーツ総合専攻を除く。)	5人以内
	単位制による 定時制（夜間）	普通科	5人以内
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5人以内
京都府立東舞鶴高等学校浮島分校	定時制（夜間）	普通科	5人以内

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外の就学許可申請書により許可申請を行うこと。11(3)（22ページ）参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、4(1)（2ページ）によること。当該選抜の出願は、1高等学校の1課程に限る。

なお、当該選抜に志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜独自枠に志願することはできない。当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合は、(1)ウ(ア) a 及び b（9ページ）によること。

(イ) 出願期間

別表6（33、34ページ）のとおり

(ウ) 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
特別入学者選抜出願書類等の提出について（様式特別－A）※	中学校長	48
報告書（様式Bの1）	中学校長	36
中国帰国孤児子女帰国状況報告書（様式特別－Bの2）	志 願 者	50

備考 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合も、出願書類等は1通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

※ 特別入学者選抜出願書類等の提出について（様式特別－A）

a 記載内容を確認の上、出願書類等提出先高等学校の全日制・定時制の別に各1部作成すること。

b 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

4(2)（2ページ）によること。中国帰国孤児子女帰国状況報告書（様式特別－Bの2（50ページ））については、所要事項を記入し、保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

(カ) 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア (3 ページ) によること。

(キ) 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

a 学力検査問題の出題範囲は、5 (5) ア(エ) (6 ページ) による。

なお、前期選抜共通枠に志願する場合は、5 (5) ア(ウ)及び(オ) (6 ページ) による。

b 実施期日、教科及び時間割等

統一学力検査（国語、数学及び英語）及び面接の実施期日及び時間割は次の表のとおりである。

令和9年2月18日（木）（統一学力検査）		
時 間		検査教科
第 1 時 限	9：20～10：00	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：20～11：00	（検査2）数 学
第 3 時 限	11：20～11：50	（検査3）英 語 （筆記）
	12：00～12：10	（リスニング）
令和9年2月19日（金）（学校個別検査）		
時 間		検査項目
※		面 接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、統一学力検査終了後に面接を実施することができる。

また、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査（理科及び社会）の実施期日及び時間割等は、5 (5) ア(カ) (6 ページ) による。

c 検査会場 出願書類等提出先高等学校

d 面接の内容は、高等学校長が別に定める。

e 受検に関する注意事項は、5 (5) ア(ク) (7 ページ) に準じる。

(イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

(1) エ(イ) (11 ページ) によること。

(ウ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、当該選抜において合格とならなかった者で、前期選抜共通枠に志願するものは、5 (5) イ(イ) (8 ページ) により選抜を行う。

(エ) 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月5日（金）午後2時にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式F（43ページ））を交付する。

(オ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

(カ) 学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供

10 (21ページ) によること。

(3) 社会人特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (1ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

- (ア) 令和9年4月1日現在満20歳以上であること。
- (イ) 社会人特別入学者選抜を希望する者であること。
- (ウ) これまでに高等学校を卒業していないこと。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制(夜)	普通科	9人以内
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制(夜間)	普通科	9人以内
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制(夜間)	普通科	6人以内
		商業科	3人以内

ウ 出願の要領

- (ア) 出願は、4(1)(2ページ)によること。当該選抜の出願は、1高等学校の1学科に限る。
なお、当該選抜に志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜独自枠に志願することはできない。当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合は、(1)ウ(ア)a及びb(9ページ)によること。

(イ) 出願期間

別表6(33、34ページ)のとおり

(ウ) 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
特別入学者選抜出願書類等の提出について(様式特別-A)※	中学校長	48
報告書(様式Bの1) 注	中学校長	36

注 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合のみ提出すること。

備考 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合も、出願書類等は1通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

※ 特別入学者選抜出願書類等の提出について(様式特別-A)

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

4(2)(2ページ)によること。

(オ) 中学校長の手続

4(3)(3ページ)によること。

(カ) 高等学校長の処理

4(4)ア及び(5)ア(3ページ)によること。

(キ) 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4(6)(3ページ)に準じる。

エ 入学者の選抜

- (ア) 高等学校長は、志願者全員に対して面接及び作文を実施する。

なお、選抜のための学力検査は実施しない。

また、前期選抜共通枠に志願する場合は、5(5)ア(ウ)、(エ)及び(オ)(6ページ)によるこ

と。

- (イ) 面接及び作文は、原則として令和9年2月19日(金)に出願書類等提出先高等学校において

実施する。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、令和9年2月18日（木）に面接及び作文を実施することができる。

集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情によりあらかじめ定めた検査時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

また、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査の実施期日、教科及び時間割等は、5(5)ア(カ)（6ページ）による。

(ウ) 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。

(エ) 受検に関する注意事項（前期選抜共通枠に志願する場合のみ）

5(5)ア(ク)（7ページ）に準じる。

(オ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

(1)エ(イ)（11ページ）に準じる。

(カ) 高等学校長は、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、当該選抜において合格とならなかった者で、前期選抜共通枠に志願するものは、5(5)イ(イ)（8ページ）により選抜を行う。

オ 合格者の発表

合格者の発表は、令和9年3月5日（金）午後2時にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式F（43ページ））を交付する。

カ 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。

キ 学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供（前期選抜共通枠に志願する場合のみ）

10（21ページ）によること。

(4) 長期欠席者特別入学者選抜

ア 出願資格

1（1ページ）に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

(ア) 令和9年3月に中学校を卒業する見込みの者

(イ) 中学校在籍中、第1学年から第3学年のいずれかの学年で、年間30日以上欠席がある者

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立朱雀高等学校	全日制	普通科	10人程度
京都府立乙訓高等学校	全日制	普通科	5人程度
京都府立城陽高等学校	全日制	普通科	10人程度
京都府立西舞鶴高等学校	全日制	普通科	5人程度

備考 通学区域を越えて実施高等学校を志願する者については、府通学区域規則施行規程第3条により、通学区域外の就学許可申請書により許可申請を行うこと。11(3)（22ページ）参照

ウ 出願の要領

(ア) 出願は、4(1)（2ページ）によること。当該選抜の出願は、1高等学校に限る。

なお、当該選抜に志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜独自枠に志願することはできない。当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合は、(1)ウ(ア) a 及び b（9ページ）によること。

(イ) 出願期間

別表6（33、34ページ）のとおり

(ウ) 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
特別入学者選拔出願書類等の提出について（様式特別－A）※	中学校長	48
報告書（様式Bの2）	中学校長	37
報告書（様式Bの1） 注	中学校長	36

注 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合のみ提出すること。

備考 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合も、出願書類等は1通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

※ 特別入学者選拔出願書類等の提出について（様式特別－A）

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

4 (2) (2 ページ) によること。

(オ) 在学中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

(カ) 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア (3 ページ) によること。

(キ) 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) に準じる。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

- a 学力検査問題の出題範囲は、5 (5) ア (エ) (6 ページ) による。
なお、前期選抜共通枠に志願する場合は、5 (5) ア (ウ) 及び(オ) (6 ページ) による。
- b 実施期日、教科及び時間割等

統一学力検査（国語、数学及び英語）並びに面接及び作文の実施期日及び時間割は次の表のとおりである。

令和9年2月18日（木）（統一学力検査）		
時 間		検査教科
第 1 時 限	9：20～10：00	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：20～11：00	（検査2）数 学
第 3 時 限	11：20～11：50	（検査3）英 語 （筆記） （リスニング）
	12：00～12：10	
令和9年2月19日（金）（学校個別検査）		
時 間		検査項目
※		面接及び作文

※ 面接及び作文の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

- 2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、統一学力検査終了後に面接及び作文を実施することができる。

また、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査（理科及び社会）の実施期日及び時間割等は、5 (5) ア (カ) (6 ページ) による。

- c 検査会場 出願書類等提出先高等学校
- d 面接及び作文の内容は、高等学校長が別に定める。
- e 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (ク) (7 ページ) に準じる。

- (イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い
(1)エ(イ) (11ページ) によること。
- (ウ) 選抜方法
高等学校長は、報告書、学力検査の成績、面接及び作文の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。
なお、当該選抜において合格とならなかった者で、前期選抜共通枠に志願するものは、5 (5)イ(イ) (8ページ) により選抜を行う。
- (エ) 合格者の発表
合格者の発表は、令和9年3月5日(金)午後2時にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書(様式F (43ページ))を交付する。
- (オ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。
- (カ) 学力検査(追検査を含む。)得点等の情報提供
10 (21ページ) によること。

(5) 全国部活動特別入学者選抜

ア 出願資格

1 (1ページ) に該当する者であって、かつ、次の(ア)及び(イ)に該当するもの

- (ア) 保護者の住所が京都府の区域外にあること。
(イ) 入学後、別表5 (32ページ) に定めるいずれかの部活動へ加入すること。

イ 実施高等学校及び募集人員

実施高等学校	課 程	学 科	募集人員
京都府立北桑田高等学校	全日制	普通科	2人以内
		京都フォレスト科	4人以内
京都府立須知高等学校	全日制	普通科	4人以内
		食品科学科	2人以内
京都府立丹後緑風高等学校 (網野学舎)	単位制による 全日制	普通科	3人以内
		企画経営科	3人以内

ウ 出願の要領

- (ア) 出願は、4 (1) (2ページ) によること。当該選抜の出願は、1高等学校の1学科に限る。
なお、当該選抜に志願する者は、当該選抜以外の特別入学者選抜及び前期選抜に志願することはできない。ただし、11 (4) (22ページ) に規定する許可申請手続きを行い、許可書の交付を受けた者は、許可された高等学校の許可された学科等に関し、前期選抜共通枠において志願することができる。
- (イ) 出願期間
別表6 (33、34ページ) のとおり
- (ウ) 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
特別入学者選抜出願書類等の提出について(様式特別-A)※	中学校長	48
報告書(様式Bの1)	中学校長	36
活動実績報告書【運動実績の記録】(様式Bの4)	中学校長	39
部活動加入意志確認書(様式特別-C)	志 願 者	51
その他高等学校長が定める書類	注	—

注 その他高等学校長が定める書類については、別に定める。

備考 当該選抜と併せて前期選抜共通枠に志願する場合も、出願書類等は1通のみ作成し、出願書類等提出先高等学校に提出することをもって足りる。

※ 特別入学者選拔出願書類等の提出について（様式特別－A）

- a 記載内容を確認の上、作成すること。
- b 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

(エ) 志願者の手続

4 (2) (2 ページ) によること。部活動加入意志確認書（様式特別－C (51 ページ)）及びその他高等学校長が定める書類については、所要事項を記入し、保護者が署名又は記名押印の上、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出すること。

(オ) 中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

(カ) 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア (3 ページ) によること。

(キ) 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) によること。

エ 入学者の選抜

(ア) 学力検査等

- a 学力検査問題の出題範囲は、5 (5) ア(エ) (6 ページ) による。
なお、前期選抜共通枠に志願する場合は、5 (5) ア(ウ)及び(オ) (6 ページ) による。
- b 実施期日、教科及び時間割等
統一学力検査（国語、数学及び英語）並びに面接及び実技検査の実施期日及び時間割は次の表のとおりである。

令和9年2月18日（木）（統一学力検査）		
時 間		検査教科
第 1 時 限	9：20～10：00	（検査1）国 語
第 2 時 限	10：20～11：00	（検査2）数 学
第 3 時 限	11：20～11：50	（検査3）英 語 （筆記） （リスニング）
	12：00～12：10	
令和9年2月19日（金）（学校個別検査）		
時 間		検査項目
※		面 接
※		実技検査

※ 面接及び実技検査の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

なお、高等学校長は、所管する教育委員会と協議の上、統一学力検査終了後に面接及び実技検査を実施することができる。

また、前期選抜共通枠に志願する場合、統一学力検査（理科及び社会）の実施期日及び時間割等は、5 (5) ア(カ) (6 ページ) による。

- c 検査会場 出願書類等提出先高等学校
- d 面接及び実技検査の内容は、高等学校長が別に定める。
- e 受検に関する注意事項は、5 (5) ア(ク) (7 ページ) に準じる。

(イ) やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い

(1) エ(イ) (11 ページ) によること。

(ウ) 選抜方法

高等学校長は、報告書、活動実績報告書【運動実績の記録】、学力検査及び実技検査の成績、面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

- なお、当該選抜において合格とならなかった者で、前期選抜共通枠に志願するものは、5 (5) イ (イ) (8 ページ) により選抜を行う。
- (エ) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、教育委員会と協議して、合格者を決定するものとする。
- (オ) 合格者の発表及び合格内定者の通知
- a 合格者の発表は、**令和9年3月5日（金）午後2時**にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書（様式F（43ページ））を交付する。
- b 高等学校長は、合格内定者に対し、合格内定通知書（様式G（44ページ））を令和9年2月26日（金）午後2時にWEB出願システムにより交付する。なお、当該合格内定者については、aの規定により合格者として発表する。
- (カ) 合格者は、この要項に基づく他の選抜に改めて志願することができない。
- (キ) 学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供
10（21ページ）によること。

7 後期選抜（全日制・定時制共通）

(1) 出願資格

1（1ページ）に該当する者であって、かつ、後期選抜実施時に令和9年度の高等学校入学者選抜において公立高等学校に合格していないもの

(2) 実施高等学校及び募集人員等

高等学校長は、前期選抜及び特別入学者選抜を実施した後、欠員のある学科について、後期選抜の要否について（様式D（41ページ））により**令和9年3月4日（木）までに**所管する教育委員会に報告して指示を受けること。

後期選抜実施高等学校及び募集人員については、令和9年3月5日（金）に京都府教育委員会及び京都市教育委員会において取りまとめて発表するものとする。

(3) 出願の要領

ア 出願は、4 (1) (2 ページ) によること。

イ 出願期間

別表6（33、34ページ）のとおり

ウ 出願書類等

名 称	作成者	ページ
志願者情報、出願情報	志 願 者	—
出願書類等の提出について（様式A）※	中学校長	35
報告書（様式Bの1）	中学校長	36

※ 出願書類等の提出について（様式A）

(ア) 記載内容を確認の上、出願書類等提出先高等学校の学舎・分校別、全日制・定時制の別に各1部作成すること。

(イ) 出願書類等提出先の高等学校名を必ず記入すること。

エ 志願者の手続

4 (2) (2 ページ) によること。

オ 中学校長の手続

4 (3) (3 ページ) によること。

出願書類等を提出する場合は、事前（原則として前日まで）に提出先校まで電話により志願者氏名、志望課程・学科その他必要な事項を連絡すること。

カ 高等学校長の処理

4 (4) ア及び(5) ア（3 ページ）によること。

キ 出願書類等記入・入力上の注意

出願情報については、マニュアルを参照すること。その他の事項については、4 (6) (3 ページ) によること。

(4) 入学者の選抜

ア 学力検査等

(ア) 学力検査問題の出題範囲は、5 (5) ア (エ) (6 ページ) による。

(イ) 実施期日、教科及び時間割

令和9年3月16日 (火)		
時 間		検査教科等
第 1 時 限	9 : 30～10 : 20	国語・数学・英語
第 2 時 限	※	面接

※ 面接の開始時間は、高等学校長が別に定める。

備考1 検査会場、集合時間、持参品その他必要な事項は、別に高等学校長が指示する。

2 豪雪等の悪天候、事故又はその他特別な事情により上記の時間に実施することが困難な場合、高等学校長は、教育委員会の指示を受けて実施期日、検査の開始及び終了の時間を変更することができる。

(ウ) 面接の内容は、高等学校長が定める。

(エ) 受検に関する注意事項は、5 (5) ア (ク) (7 ページ) に準じる。

イ 選抜方法

高等学校長は、報告書、学力検査の成績及び面接の結果を資料として選抜を行い、合格者を決定する。

なお、選抜における報告書の必修教科の評定及び学力検査の取扱いは次のとおりとする。

(ア) 報告書の第1学年、第2学年及び第3学年における必修教科の評定を合計する。

(イ) 学力検査の配点は、各教科30点の合計90点とする。

ウ 合格者の発表

令和9年3月18日 (木) 午後2時にWEB出願システムにより発表するものとする。また、合格者に対し、合格校において、合格通知書 (様式F (43ページ)) を交付する。

(5) その他必要な事項を定める場合、高等学校長は所管する教育委員会と協議しなければならない。

(6) 高等学校長は、入学が適当と認められる者の数が募集人員と異なる場合には、所管する教育委員会と協議の上、合格者を決定するものとする。

(7) 高等学校長は、特別な事情により、後期選抜を受検できなかった者について、所管する教育委員会と協議して、入学を許可することができる。

8 通信制

(1) 実施高等学校及び募集人員

別表1 (24、25ページ) に掲げる高等学校において実施する。

なお、募集人員は、別に公示する高等学校第1学年募集定員による。

(2) 出願の要領

WEB出願システムは用いない。出願手続は用紙により行うこと。

ア 出願期間

実施高等学校	出願期間	受付時間
京都府立朱雀高等学校	令和9年3月24日 (水)	午前9時から午後4時まで
	3月25日 (木)	午後2時から午後8時まで
	3月26日 (金)	午前9時から午後4時まで
京都府立西舞鶴高等学校	令和9年3月24日 (水)	午前9時から午後4時まで
	3月25日 (木)	〃
	3月26日 (金)	〃

※ 出願期間に出願できなかった者で、志願先高等学校長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、特に出願を許可することがある。

イ 志願者は、志願先高等学校長の定めるところにより、次の書類を提出すること。

(ア) 入学願書

(イ) 報告書

入学願書、報告書は志願先高等学校から直接取り寄せること。

なお、詳細についても、直接問い合わせること。

(3) 入学者の選抜

学力検査は、実施しない。高等学校長は、必要に応じて面接を実施し、報告書等に基づいて選抜を行い、入学者を決定するものとする。

(4) 合格者の発表

合格者については、当該高等学校長から志願者本人あてに通知するものとする。

9 合格者発表後の処理

(1) 中学校長は、進学した生徒について、指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、**令和9年4月12日（月）**までに入学先高等学校長あて送付すること。（各課程別、本校・分校別とすること。）

(2) 過年度卒業者についても(1)と同様に取り扱うこと。

この場合において、一度高等学校に入学した者が退学等をし、新たに他の高等学校に入学する場合は、次のように取り扱うこと。

ア 指導要録 新たに抄本又は写しを作成し、入学先高等学校長へ送付する。

イ 健康診断票及び歯の検査票 退学等をした高等学校の校長あてに、両票を入学先高等学校長へ転送するよう、文書で依頼する。

10 前期選抜及び特別入学選抜の学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供（全日制・定時制共通）

前期選抜及び特別入学選抜の学力検査（追検査を含む。）得点等の情報提供を行う。

(1) 情報提供の対象者

前期選抜及び特別入学選抜の学力検査（追検査を含む。）受検者本人

(2) 情報提供の内容

前期選抜及び特別入学選抜の学力検査（追検査を含む。）における各教科別得点及び合計点等

(3) 情報提供の期間

令和9年3月5日（金）から4月4日（日）まで

(4) 情報提供の方法

WEB出願システムにより情報提供する。

11 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続（特別事情具申）（全日制）

次の各項目に該当する志願者は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第6号（以下「府通学区域規則施行規程」という。））（58、59ページ）及び京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（平成12年京都市教育委員会教育長告示第5号）（61、62ページ）に基づき、**令和9年1月5日（火）から1月8日（金）まで**（午前9時から午後4時30分まで。）に府教育長若しくは市教育長又は志願先高等学校長に届出又は許可申請を行うこと。

原則として持参により提出すること。ただし、次の(2)ア(ア)又は(4)に該当する志願者は郵送による提出を認める。郵送は日本国内からの簡易書留によるものとし、**令和8年12月14日（月）から12月17日（木）までの消印のあるもの**に限り有効とする。

(1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合

ア 対象者（未成年後見人に準じる者の範囲）

志願者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて
正当な理由があるもの

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の保護者届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする
証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(2) 転居等により、住所の届出を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所が入学日までに他の都道府県又は外国から府内に変更する者

(イ) 保護者が住所を入学日までに府内において変更する者のうち当該学科等の通学区域を越えて
住所を変更する場合

(ウ) 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者のうち当該学科等の通学
区域を越えて住民基本台帳に記載された住所と異なる場合

イ 提出書類

(ア) 高等学校入学志願者の住所に関する届

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする
証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(3) 通学区域外就学のため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の住所の存する通学区域の高等学校への通学が著しく困難な者

(イ) その他教育上特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 通学区域外の高等学校就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする
証明又は資料

ウ 提出先

(ア) ア(ア)に該当する者は、志願先高等学校長

(イ) ア(イ)に該当する者は、府教育長又は市教育長

(4) 府外居住者が入学志願するため許可申請を要する場合

ア 対象者

(ア) 保護者の生活の本拠が隣接府県にあって、地形・交通機関等の関係上、その府県の高等学校
に通学することが著しく困難な者

(イ) その他特別の事情がある者

イ 提出書類

(ア) 府外居住者の高等学校就学許可申請書

(イ) その他京都府教育委員会又は京都市教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする
証明又は資料

ウ 提出先

府教育長又は市教育長

(5) 受理書又は許可書の交付

ア 届出書を受理した場合は、WEB出願システムにより受理書を交付するものとする。

イ 許可申請書を審査の結果、やむを得ない事情があると認めた場合は、WEB出願システムによ

り許可書を交付するものとする。

(6) 全国部活動特別入学者選抜に志願する場合

府外居住者のうち、全国部活動特別入学者選抜に志願する場合は、(4)及び(5)の手続によらず、全国部活動特別入学者選抜を実施する高等学校に出願することを許可する。

別表 1

令和9年度京都府公立高等学校第1学年の生徒募集をする高等学校名、学科名、系統等名

1 京都府立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高等学校名（分校名）			学 科 名
鴨		沂	普通科
北		稜	普通科
朱		雀	普通科
洛		東	普通科
嵯	峨	野	京都こすもす科
北	嵯	峨	普通科
北	桑	田	普通科、京都フォレスト科
	桂		普通科、植物クリエイイト科、園芸ビジネス科
洛		西	普通科
桃		山	普通科、自然科学科
東		稜	普通科
洛		水	普通科
京	都	す ば る	商業学科群、情報科学科
向		陽	普通科
乙		訓	普通科、スポーツ健康科学科
西	乙	訓	普通科
東	宇	治	普通科
菟		道	普通科
城		陽	普通科
西	城	陽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
京	都	八 幡	普通科総合選択制
京	都	八 幡（ 南 ）	介護福祉科、人間科学科
久	御	山	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
田		辺	普通科、デザイン科、機械科、電気科、自動車科
木		津	普通科、システム園芸科、情報企画科
南		陽	普通科、サイエンスリサーチ科
園		部	普通科
農		芸	農業学科群
須		知	普通科、食品科学科
綾		部	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
綾	部	（ 東 ）	農業科、園芸科、農芸化学科
福	知	山	普通科、文理科学科
工		業	機械系学科群、電気工学科、情報系学科群
東	舞	鶴	普通科
西	舞	鶴	普通科、理数探究科
海		洋	海洋学科群
峰		山	普通科、機械創造科

備考1 京都府立京都すばる高等学校においては、起業創造科、企画科を商業学科群とする。

2 京都府立農芸高等学校においては、農業生産科、園芸技術科、環境創造科を農業学科群とする。

3 京都府立工業高等学校においては、機械工学科、知能機械科を機械系学科群、電子情報科、情報工学科を情報系学科群とする。

4 京都府立海洋高等学校においては、海洋科学科、海洋工学科、海洋資源科を海洋学科群とする。

イ 単位制による全日制

高等学校名（学舎名）		学 科 名
山	城	普通科、文理総合科
洛	北	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）
鳥	羽	普通科、普通科（スポーツ総合専攻）、グローバル科
城	南 菱 創	普通科、教養科学科
亀	岡	普通科、普通科（美術・工芸専攻）、探究文理科
南	丹	総合学科
大	江	地域創生科
宮津天橋（宮津学舎）		普通科、建築科
宮津天橋（加悦谷学舎）		普通科
丹後緑風（網野学舎）		普通科、企画経営科
丹後緑風（久美浜学舎）		アグリサイエンス科、みらいクリエイト科

(2) 定時制

ア 定時制（昼間）（単位制除く。）

高等学校名（分校名）	学 科 名
北 桑 田 （ 美 山 ）	農業科、家政科
福 知 山 （ 三 和 ）	農業科、家政科

イ 定時制（夜間）（単位制除く。）

高等学校名（分校名）	学 科 名
綾 部 （ 東 ）	普通科
東 舞 鶴 （ 浮 島 ）	普通科

ウ 単位制による定時制（昼間二部制）

高 等 学 校 名	学 科 名
清 明	普通科

エ 単位制による定時制（昼間）

高 等 学 校 名	学 科 名
清 新	総合学科

オ 単位制による定時制（夜間）

高 等 学 校 名	学 科 名
朱 雀	普通科
鳥 羽	普通科
桃 山	普通科、商業科

(3) 通信制

単位制による通信制

高 等 学 校 名	学 科 名
朱 雀	普通科
西 舞 鶴	普通科

2 京都市立高等学校

(1) 全日制

ア 全日制（単位制除く。）

高 等 学 校 名	学科名、系統等名
西 京	エンタープライジング科
美 術 工 芸	美術工芸科
京 都 堀 川 音 楽	音楽科
京 都 工 学 院	プロジェクト工学科（ものづくり分野系統、まちづくり分野系統）、 フロンティア理数科
堀 川	探究学科群
紫 野	普通科、アカデミア科
開 建	ルミノベーション科

備考 京都市立堀川高等学校においては、人間探究科、自然探究科を探究学科群とする。

イ 単位制による全日制

高 等 学 校 名	学 科 名
日 吉 ケ 丘	普通科

(2) 定時制

単位制による定時制（昼間四部制）

高 等 学 校 名	学 科 名
京 都 奏 和	普通科

別表 2

令和9年度前期選抜独自枠で募集する高等学校名、学科名、系統等名

検査項目と選抜方式

検査項目	選抜方式			
	A方式	B方式	C方式	D方式
統一学力検査(国語・数学・英語・理科・社会のうち、各校が定める教科)又は高等学校が個別に作成する学力検査(個別学力検査)	必須		必須	必須
報告書	必須	必須	必須	
面接、作文(小論文)のいずれか1項目又は両方	(注)選択	必須	(注)選択	(注)選択
活動実績報告書	(注)選択	必須 (定時制を除く)	(注)選択	(注)選択
実技検査			必須	

注 「選択」は、前期選抜独自枠で募集する高等学校長が必要の有無を定めることを表す。各学科等の検査項目については、高等学校長が別に定める前期選抜独自枠の募集に関する要項で確認すること。

※ 学校によっては、選抜方式を1型、2型、3型に区分する場合がある。

【全日制課程】

1 普通教育を主とする学科

(1) 普通科(スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻を除く。)

地域	高等学校名(学舎名)	学科名	定員に対する募集割合	選抜方式、型	募集人員(人)
京都市・乙訓	京都府立山城高等学校	普通科[単位制]	50%	A方式1型	112
				A方式2型	48
	京都府立鴨沂高等学校	普通科	50%	A方式1型	96
				A方式2型	24
	京都府立洛北高等学校	普通科[単位制]	50%	A方式1型	56
				A方式2型	24
	京都府立北稜高等学校	普通科	50%	A方式	100
				B方式	20
	京都府立朱雀高等学校	普通科	50%	A方式	75
				B方式	25
	京都府立洛東高等学校	普通科	50%	A方式	84
				B方式	36
	京都府立鳥羽高等学校	普通科[単位制]	50%	A方式1型	40
				A方式2型	40
	京都府立北嵯峨高等学校	普通科	50%	A方式	92
				B方式	48
	京都府立桂高等学校	普通科	50%	A方式	84
				B方式	56
	京都府立洛西高等学校	普通科	50%	A方式	120
	京都府立桃山高等学校	普通科	50%	A方式	140
	京都府立東稜高等学校	普通科	50%	A方式	73
				B方式	27
	京都府立洛水高等学校	普通科	50%	A方式	56
				B方式	24
	京都府立向陽高等学校	普通科	50%	A方式	100
	京都府立乙訓高等学校	普通科	50%	A方式1型	60
				A方式2型	40
	京都府立西乙訓高等学校	普通科	50%	A方式	80
	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科[単位制]	50%	A方式1型	80
				A方式2型	20
				A方式3型	20
	京都市立紫野高等学校	普通科	50%	A方式1型	85
				A方式2型	15

地域	高等学校名（学舎名）	学科名	定員に対する募集割合	選抜方式、型	募集人員（人）
山城	京都府立東宇治高等学校 ＜国際探究＞	普通科	50%	A方式1型	30
	京都府立東宇治高等学校 ＜文理＞			A方式2型	90
	京都府立菟道高等学校	普通科	50%	A方式	120
	京都府立城南菱創高等学校	普通科〔単位制〕	50%	A方式	80
	京都府立城陽高等学校	普通科	50%	A方式	84
				B方式	36
	京都府立西城陽高等学校	普通科	50%	A方式1型	96
				A方式2型	24
	京都府立京都八幡高等学校	普通科総合選択制	50%	A方式	70
				B方式	10
	京都府立久御山高等学校	普通科	50%	A方式1型	70
				A方式2型	30
口丹	京都府立田辺高等学校	普通科	50%	A方式1型	40
				A方式2型	20
				B方式	20
	京都府立木津高等学校	普通科	50%	A方式	64
				B方式	16
中丹	京都府立南陽高等学校	普通科	50%	A方式	80
	京都府立北桑田高等学校	普通科	50%	A方式	30
				A方式1型	75
				A方式2型	25
丹後	京都府立園部高等学校	普通科	50%	A方式	60
	京都府立須知高等学校	普通科	50%	A方式	15
				B方式	15
	京都府立綾部高等学校	普通科	50%	A方式	90
				A方式	80
丹後	京都府立福知山高等学校	普通科	50%	A方式	60
	京都府立東舞鶴高等学校	普通科	50%	A方式1型	40
				A方式2型	40
	京都府立西舞鶴高等学校	普通科	50%	A方式1型	40
				A方式2型	40
	京都府立宮津天橋高等学校（宮津学舎）	普通科〔単位制〕	50%	A方式	60
丹後	京都府立宮津天橋高等学校（加悦谷学舎）	普通科〔単位制〕	50%	A方式	24
	京都府立峰山高等学校	普通科	50%	B方式	16
				A方式1型	40
				A方式2型	40
丹後	京都府立丹後緑風高等学校（網野学舎）	普通科〔単位制〕	50%	A方式1型	13
				A方式2型	20

備考 口丹・中丹・丹後通学圏の普通科の前期選抜独自枠では、口丹・中丹・丹後通学圏のどの通学圏からも志願することができます。

(2) 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

高等学校名	学科名	定員に対する募集割合	選抜方式	募集人員（人）
京都府立洛北高等学校	普通科〔単位制〕 （スポーツ総合専攻）	100%	C方式	40
京都府立鳥羽高等学校	普通科〔単位制〕 （スポーツ総合専攻）	100%	C方式	40
京都府立西城陽高等学校	普通科 （スポーツ総合専攻）	100%	C方式	40
京都府立久御山高等学校	普通科 （スポーツ総合専攻）	100%	C方式	40
京都府立亀岡高等学校	普通科〔単位制〕 （美術・工芸専攻）	100%	C方式	30
京都府立綾部高等学校	普通科 （スポーツ総合専攻）	100%	C方式	40

(3) その他普通教育を施す学科

地域	高等学校名	学科名	定員に対する募集割合	選抜方式、型	募集人員(人)
京都市・乙訓	京都市立開建高等学校	ルミノベーション科	50%	A方式1型 A方式2型	105 15

2 専門教育を主とする学科

学科の区分	高等学校名(学舎・分校名)	学科名、系統名	定員に対する募集割合	選抜方式、型	募集人員(人)
農業に関する学科	京都府立桂高等学校	植物クリエイト科	50%	A方式	20
		園芸ビジネス科	50%	A方式	20
	京都府立木津高等学校	システム園芸科	50%	A方式	20
	京都府立北桑田高等学校	京都フォレスト科	50%	A方式	15
	京都府立農芸高等学校	農業学科群 (農業生産科・園芸技術科・環境創造科)	50%	A方式	42
	京都府立須知高等学校	食品科学科	50%	A方式	15
	京都府立綾部高等学校(東)	農業科	50%	A方式	(15)
		園芸科	50%	A方式	(15)
		農芸化学科	50%	A方式	15
工業に関する学科	京都市立京都工学院高等学校	プロジェクト工学科 (ものづくり分野系統)	100%	A方式1型 A方式2型	97 11
		プロジェクト工学科 (まちづくり分野系統)	100%	A方式1型 A方式2型	65 7
	京都府立田辺高等学校	デザイン科	50%	A方式	15
		機械科	50%	A方式	15
		電気科	50%	A方式	15
		自動車科	50%	A方式	15
	京都府立工業高等学校	機械系学科群 (機械工学科・知能機械科)	50%	A方式	32
		電気工学科	50%	A方式	16
		情報系学科群 (電子情報科・情報工学科)	50%	A方式	32
	京都府立宮津天橋高等学校(宮津学舎)	建築科[単位制]	50%	A方式	12
	京都府立峰山高等学校	機械創造科	50%	A方式	15
商業に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	商業学科群 (起業創造科・企画科)	50%	A方式 B方式	70 30
	京都府立木津高等学校	情報企画科	50%	A方式	20
	京都府立丹後緑風高等学校(網野学舎)	企画経営科[単位制]	50%	A方式	12
水産に関する学科	京都府立海洋高等学校	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科)	50%	A方式	42
情報に関する学科	京都府立京都すばる高等学校	情報科学科	50%	A方式	40
福祉に関する学科	京都府立京都八幡高等学校(南)	介護福祉科	50%	A方式	15
体育に関する学科	京都府立乙訓高等学校	スポーツ健康科学科	100%	C方式	40
音楽に関する学科	京都市立京都堀川音楽高等学校	音楽科	100%	C方式	40
美術に関する学科	京都市立美術工芸高等学校	美術工芸科	100%	C方式	90

学科の区分	高等学校名（学舎・分校名）	学 科 名	定員に対する 募集割合	選抜方式、 型	募集人員 (人)
その他の 専門学科	京都府立山城高等学校	文理総合科〔単位制〕	100%	A 方 式	40
	京都府立鳥羽高等学校	グローバル科〔単位制〕	100%	A 方 式	80
	京都府立嵯峨野高等学校	京都こすもす科	100%	A 方 式	320
	京都府立桃山高等学校	自然科学科	100%	A 方 式	80
	京都市立紫野高等学校	アカデミア科	100%	A 方 式	80
	京都市立堀川高等学校	探究学科群 (人間探究科・自然探究科)	100%	A 方 式 D 方 式	230 10
	京都市立西京高等学校	エンタープライジング科	100%	A 方式 1 型 A 方式 2 型	144 16
	京都市立京都工学院高等学校	フロンティア理数科	100%	A 方 式	60
	京都府立城南菱創高等学校	教養科学科〔単位制〕	100%	A 方式 1 型 A 方式 2 型	20 60
	京都府立京都八幡高等学校（南）	人間科学科	50%	A 方 式	15
	京都府立南陽高等学校	サイエンスリサーチ科	100%	A 方 式	80
	京都府立亀岡高等学校	探究文理科〔単位制〕	50%	A 方 式	20
	京都府立福知山高等学校	文理科学科	100%	A 方 式	40
	京都府立西舞鶴高等学校	理数探究科	100%	A 方 式	40
	京都府立丹後緑風高等学校（久美浜学舎）	みらいクリエイイト科 〔単位制〕	50%	A 方 式	10

※綾部高等学校東分校の募集人員については、農業科及び園芸科を併せた人員であり、それぞれの学科の人員は7人を標準とする。

3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

高 等 学 校 名	学 科 名	定員に対する 募集割合	選 抜 方 式、 型	募集人員 (人)
京 都 府 立 南 丹 高 等 学 校	総合学科〔単位制〕	50%	A 方式 1 型	34
			A 方式 2 型	15
			B 方 式	26
京 都 府 立 大 江 高 等 学 校	地域創生科〔単位制〕	50%	A 方 式	45

【定時制課程】

1 普通教育を主とする学科

高 等 学 校 名	学 科 名	定員に対する 募集割合	選 抜 方 式	募集人員 (人)
京 都 府 立 清 明 高 等 学 校	普通科〔単位制〕	100%	A 方 式	48
			D 方 式	72
京 都 市 立 京 都 奏 和 高 等 学 校	普通科〔単位制〕	100%	D 方 式	80

2 専門教育を主とする学科

高 等 学 校 名（分校名）	学 科 名	定員に対する 募集割合	選 抜 方 式	募集人員 (人)
京都府立北桑田高等学校（美山）	農業科・家政科	50%	B 方 式	20
京都府立福知山高等学校（三和）	農業科・家政科	50%	B 方 式	20

※北桑田高等学校美山分校及び福知山高等学校三和分校の募集人員については、農業科及び家政科を併せた人員であり、それぞれの学科の人員は10人を標準とする。

3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

高 等 学 校 名	学 科 名	定員に対する 募集割合	選 抜 方 式	募集人員 (人)
京 都 府 立 清 新 高 等 学 校	総合学科〔単位制〕	50%	A 方 式	30
			D 方 式	15

別表 3

保護者の住所の存する地域

保護者の住所の存する市町村等	地 域
京都市（京都京北小中学校の通学区域を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）、久御山町（大橋辺に限る。）	京都市・乙訓
宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山 城
京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町	口 丹
綾部市、福知山市、舞鶴市	中 丹
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹 後

備考 志願者情報の入力にあたっては、志願者の保護者の住所に基づき、この表に規定する地域を選ぶこととする。

別表 4

令和9年度前期選抜共通枠において面接を実施する高等学校名、学科名

高等学校名（分校名）	課程名	学科名
京都府立朱雀高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立鳥羽高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科
京都府立桃山高等学校	単位制による定時制（夜間）	普通科、商業科
京都府立綾部高等学校（東）	定時制（夜間）	普通科
京都府立東舞鶴高等学校（浮島）	定時制（夜間）	普通科

別表 5

令和 9 年度全国部活動特別入学者選抜において入学後加入を要する部活動名

高等学校名（学舎名）	課程名	学科名	部活動名
京都府立北桑田高等学校	全日制	普通科、京都フォレスト科	自転車競技部、 ワンダーフォーゲル部
京都府立須知高等学校	全日制	普通科、食品科学科	ホッケー部
京都府立丹後緑風高等学校 （網野学舎）	単位制による 全日制	普通科、企画経営科	レスリング部

別表 6

WEB出願システムによる出願手続等の期間

凡例 志：志願者 中：中学校長

1 前期選抜及び特別入学者選抜

対象	手続	期間
志	志願者情報入力	令和8年12月8日（火）9:00～12月14日（月）17:00
中	志願者情報確認・訂正連絡	令和8年12月8日（火）～12月21日（月）
志	出願情報入力	令和9年1月12日（火）9:00～1月18日（月）17:00
中	出願情報確認・訂正連絡	令和9年1月12日（火）～1月25日（月） ※京都堀川音楽高校は令和9年1月20日（水）まで
志	学力検査（入学考査）手数料納入	令和9年1月26日（火）9:00～2月1日（月）17:00 ※京都堀川音楽高校は令和9年1月21日（木）9:00～1月25日（月）17:00
中	報告書等提出・出願承認 注	令和9年1月26日（火）～2月2日（火） ※京都堀川音楽高校は令和9年1月21日（木）～1月26日（火）
志	出願	令和9年2月3日（水）9:00～2月5日（金）17:00 ※京都堀川音楽高校は令和9年1月27日（水）9:00～1月28日（木）17:00
志	受検票印刷	令和9年2月12日（金）9:00～2月17日（水）17:00 ※京都堀川音楽高校は令和9年2月2日（火）9:00～2月5日（金）17:00
志	一部辞退等申請	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）11:00
中	一部辞退等承認	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）12:00
志	合格発表	令和9年3月5日（金）14:00～ ※京都堀川音楽高校及び美術工芸高校（要項11(4)（22ページ）に規定する許可申請手続を行った者のみ）並びに全国部活動特別入学者選抜では、令和9年2月26日（金）14時に合格内示。

注 府外の中学校で、WEB出願システムによる手続ができない場合は、郵送により報告書等を提出すること。郵送は、簡易書留によることとし、令和9年1月22日（金）から25日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

※やむを得ない理由により、一部辞退等申請期間以降に一部辞退等する場合は、中学校長に連絡の上、指示を受けること。

※私立高等学校専願者（推薦を含む）の場合

対象	手続	期間
志	志願者情報入力	令和8年12月8日（火）9:00～12月14日（月）17:00
中	志願者情報確認・訂正連絡	令和8年12月8日（火）～12月21日（月）
志	出願情報入力	令和9年1月12日（火）9:00～1月18日（月）17:00
中	出願情報確認・訂正連絡	令和9年1月12日（火）～1月25日（月）
中	報告書等提出・出願承認 注	令和9年1月26日（火）～2月2日（火）
志	仮登録	令和9年2月3日（水）9:00～2月5日（金）17:00
志	学力検査（入学考査）手数料納入	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）11:00
志	出願	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）12:00
志	受検票印刷	令和9年2月12日（金）9:00～2月17日（水）17:00
志	一部辞退等申請	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）11:00
中	一部辞退等承認	令和9年2月12日（金）9:00～2月16日（火）12:00
志	合格発表	令和9年3月5日（金）14:00～

注 府外の中学校で、WEB出願システムによる手続ができない場合は、郵送により報告書等を提出すること。郵送は、簡易書留によることとし、令和9年1月22日（金）から25日（月）までの消印のあるものに限り有効とする。

※やむを得ない理由により、一部辞退等申請期間以降に一部辞退等する場合は、中学校長に連絡の上、指示を受けること。

2 後期選抜

対象	手続	期間
志	出願情報入力	令和9年3月8日（月）9:00～3月9日（火）17:00
中	出願情報確認・訂正連絡	令和9年3月8日（月）～3月9日（火）
志	学力検査手数料納入	令和9年3月8日（月）9:00～3月9日（火）17:00
中	報告書等提出・出願承認 注	令和9年3月8日（月）～3月9日（火）
志	出願	令和9年3月10日（水）9:00～3月11日（木）12:00
志	受検票印刷	令和9年3月13日（土）9:00～3月15日（月）17:00
志	合格発表	令和9年3月18日（木）14:00～

注 府外の中学校で、WEB出願システムによる手続ができない場合は、郵送により報告書等を提出すること。郵送は、簡易書留によることとし、令和9年3月8日（月）又は9日（火）の消印のあるものに限り有効とする。

*

前期選抜
後期選抜

* 該当する選抜を
○印で囲んでください。

年 月 日

出願書類等の提出について

府 立
京 都 市 立 高等学校長 様

(出願書類等提出先校)

中学校名

校長氏名

貴校への志願者について、出願書類等に誤りがないことを確認の上、下記のとおり出願を承認します。

記

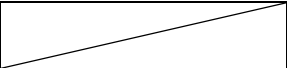
- 1 前期選抜独自枠（前期選抜共通枠（全日制）のみ志願する場合は第1志望第1順位、前期選抜共通枠（定時制）のみ志願する場合又は後期選抜を志願する場合は第1志望）で志願する学舎・分校名及び課程名

学舎・分校名	課程名	志願者数
	全 日 制 定 時 制	人

注1 志願する課程を○印で囲んでください。

2 学舎・分校がない場合又は本校を志願する場合は、斜線（）で抹消してください。

- 2 志願者氏名等

整理 番号	氏名	学科名	系統等名	選抜 方式	型	共通枠 のみ
例	京都 太郎	普通		A	I	

注1 前期選抜独自枠（前期選抜共通枠（全日制）のみ志願する場合は第1志望第1順位、前期選抜共通枠（定時制）のみ志願する場合又は後期選抜を志願する場合は第1志望）で志願する志願者氏名等を記入してください。

2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。

3 記入の必要のない欄は、斜線（）で抹消してください。

4 前期選抜に出願する場合で、共通枠のみ志願する者は、「共通枠のみ」欄に○を付してください。

報 告 書

		※受付番号										
		※受付学校名										
学歴	年 月 日					ふりがな					性別	
	卒業見込み 中学校					氏名						
	卒業						年 月 日生					
学習の記録	必修教科		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	英語	
	1年	評定										
	2年	評定										
	3年	評定										
		観 点 別 学 習 状 況	I									
			II									
	III											
	総合的な学習の時間							総 合 所 見				
校 長 証 明												
この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。												
学 校 名												
校 長 氏 名												

注1 第3学年については、過年度卒業生を除き、令和8年12月31日現在の記録を記入してください。

2 「総合的な学習の時間」欄は、生徒の3年間の学習状況における顕著な事項等（生徒にどのような力が身についたか・どのような学習成果が得られたのか等）に関して記入してください。

3 「総合所見」欄は、3年間の特別活動における活動状況（学級活動、生徒会活動、学校行事等）、部活動の状況、生徒の特技、学校の内外におけるボランティア活動及び表彰を受けた行為や活動、各教科、その他学校生活全体にわたって認められる行動の状況等について顕著なものを原則として箇条書きで記入してください。

4 「観点別学習状況」欄の「Ⅰ」は知識・技能に関する観点、「Ⅱ」は思考・判断・表現に関する観点、「Ⅲ」は主体的に学習に取り組む態度に関する観点について指導要録に記載されたA・B・Cの記号を記入してください。

※ 受付番号

報 告 書

(長期欠席者特別入学者選抜用)

府 立
京 都 市

高等学校長 様

在学中中学校名	立	中学校
ふりがな		性別
志願者氏名		

1 生徒の出欠状況

	授業日数	出席日数 (内、教育支援センター等の学校外施設 (以下、「学校外施設」という。) への通所等の日数)	欠席日数 (内、学校外施設への通所等の日数)
第1学年	日	日 (日)	日 (日)
第2学年	日	日 (日)	日 (日)
第3学年	日	日 (日)	日 (日)

※ いわゆる「別室登校」で学校に登校している場合は、出席日数に含む。

2 欠席等で学校へ登校しなかった連続日数

	連続日数	内、学校外施設への通所等の日数 (出席扱い含む。)
第1学年	日	日
第2学年	日	日
第3学年	日	日

※ 各学年で連続した日数が、最も多い日数を記入すること。

3 長期欠席の理由

4 生徒の状況

(1) 欠席中の状況

(2) 第3学年時の登校時の状況 (該当する記号 (ア～エ) に○印を付し、必要事項を記載すること。)

ア	ほぼ教室に入れる。
イ	教室に入れないことがある。(出席日数の 割程度) (別室名)
ウ	遅れて登校することが多い。(出席日数の 割程度)
エ	早く帰ることが多い。(出席日数の 割程度)

※ 複数の記号に該当する場合、該当事項すべてに記入すること。

5 その他特記事項

校長証明

この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。

学 校 名

校長氏名

(注) 令和8年12月31日現在の記録を記入してください。

授業日数欄、出席日数欄については斜線で抹消してください。

ただし、システムの改修を要する場合等対応が困難な場合は、記載があっても差し支えありません。

なお、授業日数、出席日数の記載があっても入学者選抜には用いません。

※受付番号	
-------	--

活動実績報告書

志望校
府立
京都市
高等学校長 様

高等学校において取り組みたい活動	在学（出身）中学校名
	志願者氏名
	年 月 日生 （性別）

中学校在学中の部活動、その他（特別活動、ボランティア活動等）の活動内容（学校外での活動を含む。）	
学 年	部活動においては、所属部（種目）、役職、ポジション及びレギュラーの有無等を記入すること。 その他においては、学級活動、生徒会活動における役員名、所属委員会名等を記入すること。
1 年	
2 年	
3 年	

中学校在学中の顕著な活動実績（部活動、特別活動、ボランティア活動等）（学校外での活動を含む。）
・簡条書きで記入すること。 ・部活動及びコンクール等については、大会名、時期（○年○月）、順位・記録等を詳しく記入すること。 ・検定試験（資格）については、名称、段級、取得した時期（○年○月）等を記入すること。 ・その他顕著な活動実績があれば記入すること。

注 記入に当たっては、選抜要項5(4)ウ(イ)に従ってください。

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。
在学(出身)中学校名
校 長 氏 名

※受付番号	
-------	--

活動実績報告書 【運動実績の記録】

[普通科（スポーツ総合専攻）・スポーツ健康科学科・全国部活動特別入学者選抜]

志望校

京都府立 高等学校長 様

高等学校で希望する専攻種目	在学（出身）中学校名
	志願者氏名
	年 月 日生 （性別）

所属運動部（種目）名			
ポジション、部内での役職等			
大会区分	京都府5ブロックレベルでの成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	府レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	近畿レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
	全国レベルの大会での成績	大会名 成績 (順位・記録)	
そ の 他 ・ 所 見			

中学校在学中における活動の実績を上記のとおり報告します。
在学(出身)中学校名
校 長 氏 名

注1 記入にあたっては、選抜要項5(4)ウ(ウ)に従ってください。

2 活動実績は学校外での活動を含みます。

3 大会成績等を記入の際は、出場した学年を明示してください。

4 京都府の区域外における活動実績を記入する場合は、大会区分を当該地域に読み替えて記入してください。

京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書

学校 年 修了
卒業

ふりがな

氏 名

年 月 日生

上記の者は、貴校に入学を希望していますので、高等学校入学志願者資格の認定を申請します。

高等学校長 様

保護者住所

保護者氏名

印

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

本人の学歴

年 月 日

小学校入学

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)学校名

校 長 氏 名

印

----- (きりとり) -----

京都府公立高等学校入学志願者資格認定書

先に申請のあった の志願者資格を認定します。

年 月 日

様

高等学校長

印

第 号
年 月 日

京都府教育委員会教育長 様
京都市教育長

高等学校長 印

後期選抜の要否について

令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜について、下記のとおり後期選抜の要否を報告します。

記

学舎・分校名	課程名	学科名、系統等名	募集員 定員	前期選抜 独自枠及 び特別入 学者選抜 の合格者 数の計	前期選抜共通枠合格者 に関する資料		過不足	後期選抜の 要否及び 意見	後期選抜 募集人員
					第1志望に よるもの	第2志望に よるもの			
					合格 見込者数	合格 見込者数			

* 前期選抜
特別学者選抜

追 検 査 受 検 願

* 該当する選抜を
○印で囲んでください。

受 付 番 号	氏 名	志願先（出願書類等提出先）				欠席等の理由
		学 校 名	学舎・ 分校名	課程名	学科名、 系統等名	

注 志願先（出願書類等提出先）の欄には、選抜要項4(1)に規定する高等学校名等を記入してください。学舎・分校がない場合又は本校を志願する場合は、学舎・分校名の欄を斜線（）で抹消してください。

上記理由のとおり、検査を受検することができなかったため、追検査の受検を許可願います。

年 月 日

保護者氏名 

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

(中学校長副申)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

在学（出身）中学校名

校 長 氏 名 

(出願書類等提出先)

高等学校長 様

受付番号 _____

本人氏名 _____ 様

合 格 通 知 書

年 月 日

京都 立 高等学校長



あなたは、令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜の結果、本校 (学舎) 制課程 科 (系統) に合格しましたので通知します。

なお、令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできません。

※事務処理上、一部電算処理できない漢字があるため、字体が異なる場合があります。

受付番号 _____

本人氏名 _____ 様

合 格 内 定 通 知 書

年 月 日

京都 立 高等学校長



あなたは、令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜の結果、本校 (学舎) 制課程 科

〔 専攻 〕 に合格が内定しましたので通知します。

なお、令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜に改めて志願することはできません。

※事務処理上、一部電算処理できない漢字があるため、字体が異なる場合があります。

学力検査等受検上の特例措置申請書A

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

中学校名
校長氏名



下記志願者の学力検査等の受検について適切な特例措置をとられるよう、申請します。

記

- 1 氏 名 (性別)
- 2 受検を予定している選抜名称、学舎・分校名及び学科（系統等）名
()
※ 前期選抜独自枠を予定している場合は選抜方式（型）名まで記入してください。

3 障害等の状況

4 学力検査等において希望する配慮内容

5 中学校における授業時や定期考査等における配慮内容

6 その他特記事項

※ 選抜ごとに提出してください。ただし、特別入学者選抜及び前期選抜共通枠の両方に志願予定の場合は、特別入学者選抜で志願予定の高等学校長に1部提出してください。

学力検査等受検上の特例措置申請書 B

年 月 日

京都 府 立 高等学校長 様

中学校名
校長氏名

下記志願者の学力検査等の受検について適切な特例措置をとられるよう、申請します。

記

- 1 氏 名 (性別)
- 2 受検を予定している選抜名称、学舎・分校名及び学科（系統等）名
()
※ 前期選抜独自枠を予定している場合は選抜方式（型）名まで記入してください。
- 3 学力検査等において希望する配慮内容
() 学力検査問題に振り仮名を付す。
() 各教科1.3倍を限度として、検査時間を延長する。
(※ どちらか又は両方に○印をつけてください。)
- 4 海外在住地名
- 5 海外在住期間 年 月 ～ 年 月
- 6 来 日 年 月 年 月
- 7 学 校 教 育 歴（海外在住中、来日後の教育歴）

学 校 名	所在地（国名・都市名）	在 学 学 年	在 学 期 間
		学年～ 学年	年 月～ 年 月
備 考			

- 8 中学校における授業時や定期考査等における配慮内容

- 9 その他特記事項

※ 選抜ごとに提出してください。ただし、特別入学者選抜及び前期選抜共通枠の両方に志願予定の場合は、特別入学者選抜で志願予定の高等学校長に1部提出してください。

学力検査等受検上の特例措置決定通知書

年 月 日

中学校長 様

京都 立 高等学校

校長

印

年 月 日付けで申請のあった下記志願者について、下記のとおり特例措置をとることにしましたので、志願者にお知らせください。

記

- 1 志願者氏名 (受付番号)
- 2 選抜名称
- 3 措置内容

特別入学者選抜出願書類等の提出について

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

(出願書類等提出先校)

中学校名

校長氏名

貴校への志願者について、出願書類等に誤りがないことを確認の上、下記のとおり出願を承認します。

記

- 1 志願する特別入学者選抜（該当する種別を○印で囲んでください。）

- ・海外勤務者帰国子女特別入学者選抜 ・中国帰国孤児子女特別入学者選抜
・社会人特別入学者選抜 ・長期欠席者特別入学者選抜
・全国部活動特別入学者選抜

- 2 志願する学舎・分校名及び課程名

学舎・分校名	課程名	志願者数
	全 日 制 定 時 制	人

注1 志願する課程を○印で囲んでください。

2 学舎・分校がない場合又は本校を志願する場合は、() で抹消してください。

- 3 志願者氏名等

☐ 以下の者は、当該特別入学者選抜の出願資格を有することを確認しました。
出願資格を有することを確認の上、チェックを入れてください。

整理 番号	氏名	学科名	卒業（見込）※
例	京都 太郎	普通	令和〇年

注1 選抜ごとに作成してください。

2 整理番号欄には、1から順に通し番号を記入してください。

3 記入の必要のない欄は、斜線()で抹消してください。

※ 卒業（見込）は社会人特別入学者選抜に志願する場合のみ記入してください。

海外在住状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名



注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

- 1 海外在住地名
- 2 出 国 年 月 年 月
- 3 帰 国 年 月 年 月
- 4 海外在住期間 年 月
- 5 出国前・海外在住中・帰国後の教育歴

学 校 名	所在地（国名・都市名）	期 間
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
		年 月 ～ 年 月
備 考		

中国帰国孤児子女帰国状況報告書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

印

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

次の記載事項は、事実と相違ありません。

1 帰 国 年 月 日 年 月 日

2 帰国後の編入学校名

3 帰国後の編入学年

様式特別－C

部 活 動 加 入 意 志 確 認 書

年 月 日

京都府立 高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

㊞

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

この度、全国部活動特別入学者選抜を志願するにあたり、貴校に入学した場合は、次に記載する部活動に相違なく入部します。

1 志 願 す る 学 科 名

科

2 入部を希望する部活動名

部

令和9年度選抜の志願関係様式

様式番号	様式名
様式A	出願書類等の提出について
様式Bの1	報告書
様式Bの2	報告書（長期欠席者特別入学者選抜用）
様式Bの3	活動実績報告書
様式Bの4	活動実績報告書【運動実績の記録】
様式C	京都府公立高等学校入学志願者資格認定申請書
様式D	後期選抜の要否について
様式E	追検査受検願
様式F	合格通知書
様式G	合格内定通知書
様式H	学力検査等受検上の特例措置申請書A
様式I	学力検査等受検上の特例措置申請書B
様式J	学力検査等受検上の特例措置決定通知書
様式特別－A	特別入学者選拔出願書類等の提出について
様式特別－Bの1	海外在住状況報告書
様式特別－Bの2	中国帰国孤児子女帰国状況報告書
様式特別－C	部活動加入意志確認書

※様式の規格（サイズ）はいずれもA4（縦長）とする。

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

昭和59年11月23日

京都府教育委員会規則第14号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

(平12教委規則5・平15教委規則4・改称)

京都府公立高等学校通学区域に関する規則(昭和29年京都府教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府立の中学校(以下「中学校」という。)及び高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 高等学校の全日制の課程(単位制による課程を除く。)の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第2のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第1又は別表第2に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科(京都府立学校の管理運営に関する規則(昭和62年京都府教育委員会規則第8号。以下「管理運営規則」という。)第2条の2に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。)の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

(1) 京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科

(2) 京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

(3) 京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

(就学できる中学校及び高等学校)

第3条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者(親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める者をいう。以下同じ。)の住所(就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。)の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

(就学できる中学校及び高等学校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(府の区域以外の地域からの就学)

第5条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

(入学の許可の取消し)

第6条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立鴨沂高等学校 京都府立北稜高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立洛東高等学校 京都府立嵯峨野高等学校 京都府立北嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛西高等学校 京都府立桃山高等学校 京都府立東稜高等学校 京都府立洛水高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立乙訓高等学校 京都府立西乙訓高等学校	京都市・乙訓通学圏	京都市（他の通学圏に属する地域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立東宇治高等学校 京都府立菟道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立西城陽高等学校 京都府立京都八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立田辺高等学校 京都府立木津高等学校 京都府立南陽高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校	口丹通学圏	京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立綾部高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鶴高等学校 京都府立西舞鶴高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
京都府立峰山高等学校	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあつては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の30以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域	
	名称	地域
京都府立西城陽高等学校 京都府立久御山高等学校	山城通学圏	宇治市 城陽市 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立綾部高等学校	中丹通学圏	綾部市 福知山市 舞鶴市
	丹後通学圏	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

別表第2（第2条関係）

1 普通科の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校	京都市（京都京北小中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。）
京都府立城南菱創高等学校	宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府立亀岡高等学校	京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町
京都府立宮津天橋高等学校 京都府立丹後緑風高等学校	宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町

備考 この表に規定する京都府立亀岡高等学校、京都府立宮津天橋高等学校及び京都府立丹後緑風高等学校にあつては、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の通学区域を除いた地域から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の30以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻及び美術・工芸専攻）の通学区域

高等学校名	通学区域
京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立亀岡高等学校	京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡樋ノロ及び川口高原に限る。） 久御山町（大橋辺に限る。） 亀岡市 南丹市 京丹波町

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

昭和59年11月23日

京都府教育委員会教育長告示第6号

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第7条の規定に基づき、〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程〕を次のとおり定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第1条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第3条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

- 2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあつては中学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式）を、高等学校にあつては高等学校入学志願者の保護者届（別記第1号様式の2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあつては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式）を、高等学校の全日制の課程にあつては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第2号様式の2）を教育長に提出しなければならない。

- （1） 保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- （2） 保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- （3） 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第3条 規則第4条第1項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあつては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第3号様式）に、高等学校の全日制の課程にあつては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第3号様式の2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあつては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- （1） 通学が著しく困難な者
- （2） 生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなった場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第4条 規則第5条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあつては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第4号

様式)に、高等学校の全日制の課程にあつては府外居住者の高等学校就学許可申請書(別記第4号様式の2)によるものとする。ただし、教育長が別に定めるところにより許可した場合はこの限りではない。

(高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い)

第5条 保護者(就学希望者が成年の場合には、本人)の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書(別記第5号様式)を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年 8 月25日

教育委規則第 2 号

京都市立高等学校の通学区域を定める規則を次のように定める。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 全日制の課程に置く普通科並びに京都市立紫野高等学校のアカデミア科及び京都市立開建高等学校のルミノーション科の通学区域は、京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内を除く。）、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原に限る。）及び久御山町（大橋辺に限る。）とする。ただし、教育上特別の事情があるときは、通学区域の調整を行うことがある。

2 前項に定めるもののほか、市立高校の通学区域は、京都府の区域の全部とする。

(就学できる市立高校)

第3条 就学できる市立高校は、別に定める場合を除き、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の市立高校とする。

(就学できる市立高校の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の就学できる市立高校以外の市立高校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(京都府の区域外からの就学)

第5条 保護者の住所が京都府の区域外に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、市立高校に就学することができる。ただし、定時制の課程への就学希望者の取扱いについては、別に定める。

(入学許可の取消し)

第6条 この規則に反して市立高校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

(委任)

第7条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

○京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

平成12年 8 月25日

教育委教育長告示第 5 号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程を次のように定めます。

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見に準じる者）

第 1 条 京都市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条に規定する未成年後見人に準じる者（以下「未成年後見人に準じる者」という。）は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都市立高等学校（以下「市立高校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準じる者は、入学しようとする者が在学し、又は卒業した中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び中学校に準じる学校を含む。）の校長の副申書、入学しようとする者との関係を証明する資料及び親権を行う者又は未成年後見人の同意書（親権を行う者又は未成年後見人がある場合に限る。）を添えて、京都市教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。

（転居予定者等の手続）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当するとき、市立高校の全日制の課程に入学しようとする者は、転居先住所（第 2 号に該当する場合にあっては、生活の本拠の所在地）を確認できる資料を添えて、教育長に届け出なければならない。

（1） 保護者（入学しようとする者が成年の場合には、本人。以下同じ。）の住所が入学日までに通学区域内に変更されるとき。

（2） 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なるとき。

（通学区域外就学の手続）

第 3 条 規則第 4 条第 2 項に規定する許可を受けようとする者は、許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添えて申請しなければならない。この場合において、通学が著しく困難であることにより当該許可を受けようとするときは、就学しようとする市立高校の校長を経由するものとする。

（府外居住者の入学志願の手続）

第 4 条 市立高校の全日制の課程に就学するため、規則第 5 条の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする事情が存することを証明し、又は具体的に説明する資料を添

えて、申請しなければならない。

(定時制の課程の取扱い)

第5条 市立高校の定時制の課程への就学希望者で、保護者の住所が京都府の区域外に存するものは、その旨を就学しようとする市立高校の校長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 就学希望者の住所又は勤務先が京都府の区域内にあるとき。
- (2) 就学希望者の住所又は勤務先を入学日までに京都府の区域内に変更するとき。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。